別事業に係るものの額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.04956

AC_{24} ＝ 0.05035

AC_{25} ＝ 0.05130

AC_{26} ＝ 0.050

AC_{27} ＝ 0.049

AC_{28} ＝ 0.0483

AC_{29} ＝ 0.0484

AC_{30} ＝ 0.04833

$AC_{令元}$＝ 0.04796

$AC_{令2}$ ＝ 0.04867

$AC_{令3}$ ＝ 0.00271

$AC_{令4}$ ＝ 0.00600

$AC_{令5}$ ＝ 0.00798

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02552

AE_{24} ＝ 0.02583

AE_{25} ＝ 0.02653

AE_{26} ＝ 0.026

AE_{27} ＝ 0.025

AE_{28} ＝ 0.0243

AE_{29} ＝ 0.0241

AE_{30} ＝ 0.02407

$AE_{令元}$＝ 0.02365

$AE_{令2}$ ＝ 0.02379

$AE_{令3}$ ＝ 0.00153

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

$AE_{令5}$ ＝ 0.00474

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共

別事業に係るものの額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.04963

AC_{24} ＝ 0.05057

AC_{25} ＝ 0.051

AC_{26} ＝ 0.050

AC_{27} ＝ 0.049

AC_{28} ＝ 0.0484

AC_{29} ＝ 0.0485

AC_{30} ＝ 0.04841

$AC_{令元}$＝ 0.04801

$AC_{令2}$ ＝ 0.00186

$AC_{令3}$ ＝ 0.00271

$AC_{令4}$ ＝ 0.00600

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 23 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち高規格幹線道路建設事業に係るもの（高速自動車国道建設事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.02555

AE_{24} ＝ 0.02591

AE_{25} ＝ 0.027

AE_{26} ＝ 0.026

AE_{27} ＝ 0.025

AE_{28} ＝ 0.0243

AE_{29} ＝ 0.0241

AE_{30} ＝ 0.02411

$AE_{令元}$＝ 0.02368

$AE_{令2}$ ＝ 0.00113

$AE_{令3}$ ＝ 0.00153

$AE_{令4}$ ＝ 0.00345

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共